

平成23年度

# 市税概要

厚木市

# 厚 木 市 民 憲 章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

# 目 次

## 第 1 章 総 括

1	市の概況 .....	5
( 1 )	厚木市の位置 .....	5
( 2 )	市域の変遷 .....	5
2	人口・世帯数の推移 .....	6
3	平成 2 3 年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	7
4	平成 2 3 年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初) .....	8
5	平成 2 2 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表 .....	9
6	平成 2 2 年度一般会計歳入決算額 .....	10
7	平成 2 2 年度一般会計歳出決算額 .....	11

## 第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表 .....	15
9	平成 2 3 年度市税歳入予算額の構成(当初) .....	16
10	平成 2 2 年度市税歳入決算額の構成 .....	17
11	市税収入の推移 .....	18
12	市税伸長状況表 .....	18
13	市税の伸長率 .....	19
14	徴税費に関する調べ(年度比較) .....	20
15	個人市民税・県民税 .....	21
( 1 )	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末) .....	21
( 2 )	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分) .....	22
( 3 )	課税標準所得別納税義務者数(当初) .....	22
( 4 )	課税標準額所得割等に関する調べ .....	23
( 5 )	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)...	24
( 6 )	課税標準額段階別納税義務者数(当初) .....	25
( 7 )	課税標準額段階別総所得金額(当初) .....	26
( 8 )	事業専従者に関する調べ .....	27
16	法人市民税 .....	28
( 1 )	税率別調定額前年度対比表 .....	28
( 2 )	調定額の推移 .....	29
( 3 )	月別調定額前年度対比表 .....	30

17	固定資産税・都市計画税	31
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	31
(2)	土地に関する概要調書	32
(3)	宅地に関する調べ	34
(4)	家屋に関する概要調書	36
(5)	償却資産に関する概要調書	38
(6)	土地の年度別構成比	40
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ	40
18	軽自動車税	41
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初)	41
(2)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	42
19	市たばこ税に関する調べ	43
20	入湯税に関する調べ	44

### 第3章 納 税

21	納税貯蓄組合関係調べ	47
22	市税収入実績調べ	48
23	督促状発送状況調べ	52
24	滞納処分執行状況調べ	53

### 第4章 その他の資料

25	市税証明等発行件数	57
26	行政機構と税務事務分掌	58
27	税務職員係別人員調べ	62
28	電算事務実施状況	63
29	市税の税率等一覧表(平成23年度)	64
30	市税税率の変遷	65

## 第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成23年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22 57	下依知	極北	北緯 35° 31 30	上依知
極西	東経 139° 13 54	七沢	極南	北緯 35° 23 30	戸田

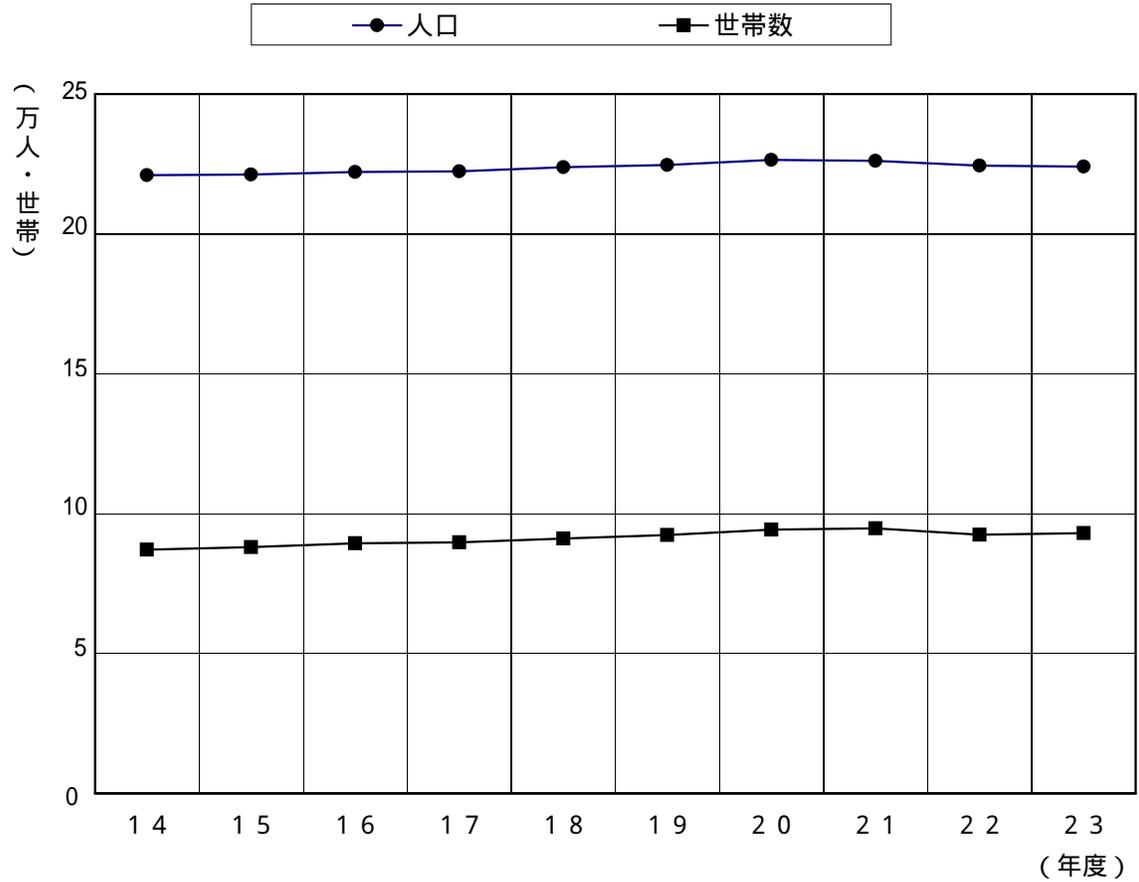
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21 56	35° 26 23	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.68 km	14.80 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km <sup>2</sup>	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km <sup>2</sup>	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km <sup>2</sup>	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km <sup>2</sup>	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km <sup>2</sup>	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km <sup>2</sup>	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km <sup>2</sup>	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	224,420 人

## 2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

年度	区分	世帯数	人口		
			総数	男	女
14		87,118	221,047	115,323	105,724
15		88,034	221,226	115,160	106,066
16		89,373	222,099	115,591	106,508
17		89,740	222,403	116,150	106,253
18		91,152	223,841	116,984	106,857
19		92,378	224,619	117,530	107,089
20		94,325	226,419	118,581	107,838
21		94,706	226,059	118,182	107,877
22		92,476	224,420	116,927	107,493
23		93,064	224,101	116,553	107,548

3 平成23年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	42,957,128	54.4
10 地 方 譲 与 税	645,000	0.8
15 利 子 割 交 付 金	112,000	0.2
18 配 当 割 交 付 金	68,000	0.1
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	25,000	0.0
24 地 方 消 費 税 金 交 付	2,700,000	3.4
27 ゴルフ場利用税金 交 付	160,000	0.2
30 自 動 車 取 得 税 金 交 付	390,000	0.5
33 地 方 特 例 交 付 金	500,000	0.6
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	55,000	0.1
45 分 担 金 及 び 負 担 金	605,602	0.8
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,024,861	1.3
55 国 庫 支 出 金	11,154,958	14.1
60 県 支 出 金	3,454,318	4.4
65 財 産 収 入	92,226	0.1
70 寄 附 金	6,596	0.0
75 繰 入 金	424,805	0.5
80 繰 越 金	1,700,000	2.2
85 諸 収 入	4,938,206	6.3
90 市 債	7,876,300	10.0
合 計	78,920,000	100.0

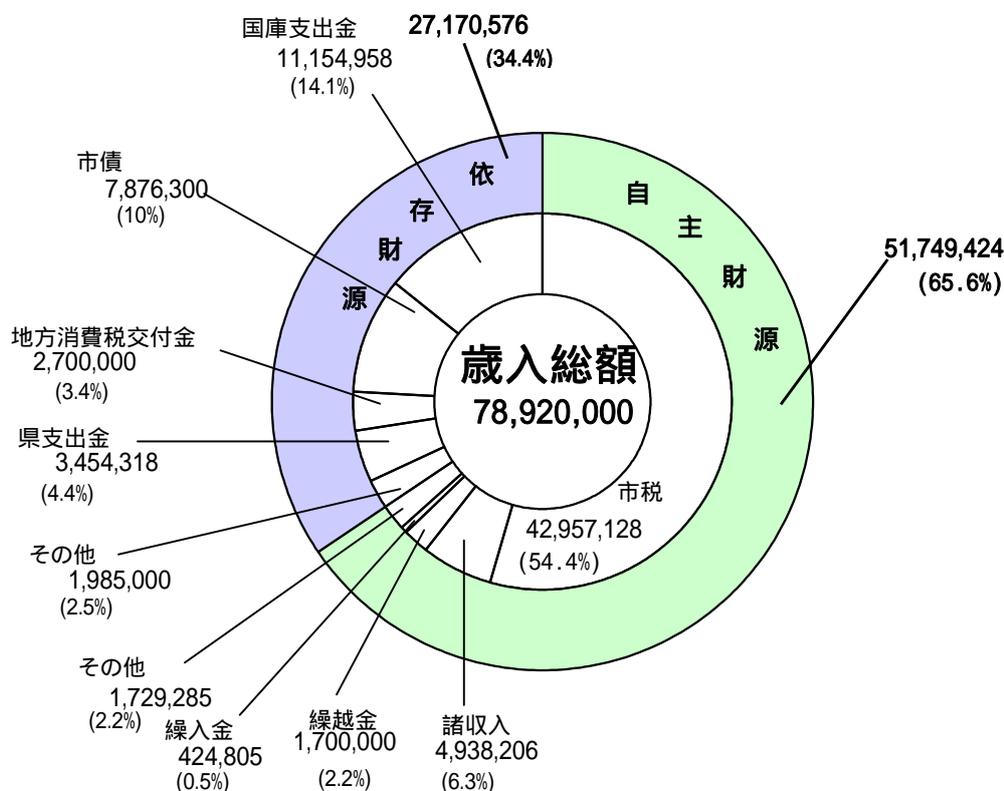
歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	519,142	0.6
10 総 務 費	8,134,861	10.3
15 民 生 費	28,307,852	35.9
20 衛 生 費	10,702,672	13.6
25 労 働 費	611,755	0.8
30 農 林 水 産 業 費	695,600	0.9
35 商 工 費	4,717,604	6.0
40 土 木 費	9,173,268	11.6
45 消 防 費	2,768,588	3.5
50 教 育 費	6,561,283	8.3
60 公 債 費	6,627,375	8.4
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	78,920,000	100.0

4 平成23年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

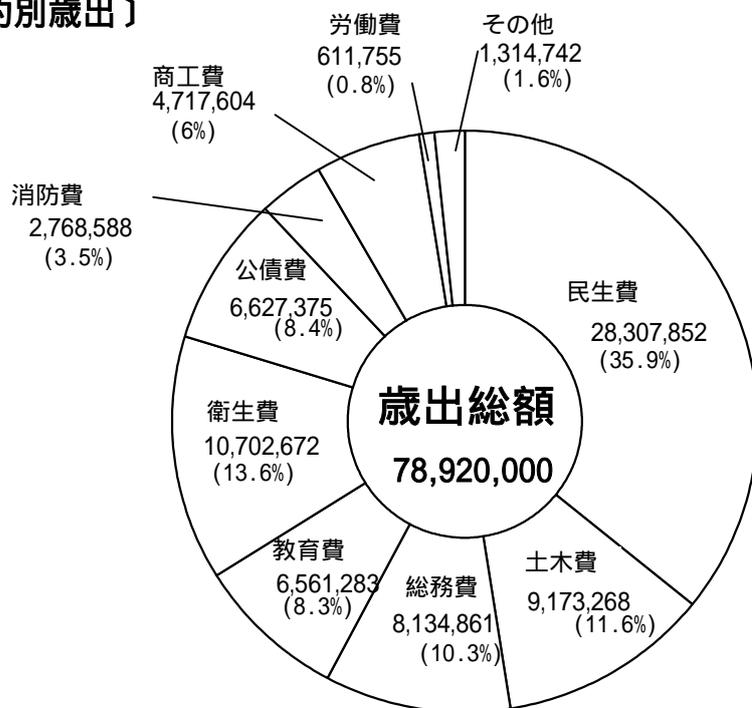
〔歳入総額〕

（単位：千円）



〔目的別歳出〕

（単位：千円）



5 平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	78,300,554,033	76,946,084,932	1,354,469,101	
特別会計	公共用地取得事業	3,075,193,000	3,075,190,967	2,033
	老人保健医療	19,358,000	19,434,558	76,558
	後期高齢者医療事業	1,667,179,000	1,616,616,527	50,562,473
	国民健康保険事業	22,815,683,000	22,480,907,437	334,775,563
	介護保険事業	8,199,973,000	8,033,073,380	166,899,620
	交通災害共済事業	59,516,000	61,027,660	1,511,660
	自動車駐車場事業	215,387,000	214,473,872	913,128
	公共下水道事業	5,807,985,000	5,874,352,045	66,367,045
	小計	41,860,274,000	41,375,076,446	485,197,554
合計	120,160,828,033	118,321,161,378	1,839,666,655	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	78,300,554,033	75,237,731,099	3,062,822,934	
特別会計	公共用地取得事業	3,075,193,000	3,075,190,967	2,033
	老人保健医療	19,358,000	17,498,577	1,859,423
	後期高齢者医療事業	1,667,179,000	1,602,520,232	64,658,768
	国民健康保険事業	22,815,683,000	22,028,459,949	787,223,051
	介護保険事業	8,199,973,000	7,974,231,657	225,741,343
	交通災害共済事業	59,516,000	56,656,143	2,859,857
	自動車駐車場事業	215,387,000	210,209,139	5,177,861
	公共下水道事業	5,807,985,000	5,654,415,156	153,569,844
	小計	41,860,274,000	40,619,181,820	1,241,092,180
合計	120,160,828,033	115,856,912,919	4,303,915,114	

6 平成22年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

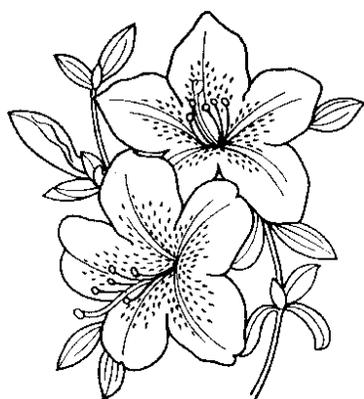
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	42,750,359	42,750,359,000	47,055,674,208	42,555,891,573	55.3	99.5
10 地方譲与税	663,000	663,000,000	596,049,426	596,049,426	0.8	89.9
15 利子割交付金	120,000	120,000,000	106,377,000	106,377,000	0.1	88.6
18 配当割交付金	75,000	75,000,000	69,359,000	69,359,000	0.1	92.5
21 株式譲渡所得割 交 付 金	20,000	20,000,000	23,512,000	23,512,000	0.0	117.6
24 地方消費税 交 付 金	2,700,000	2,700,000,000	2,716,871,000	2,716,871,000	3.5	100.6
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	160,000	160,000,000	154,465,211	154,465,211	0.2	96.5
30 自動車取得税 交 付 金	450,000	450,000,000	284,192,000	284,192,000	0.4	63.2
33 地方特例 交 付 金	500,885	500,885,000	486,678,000	486,678,000	0.6	97.2
35 地方交付税	30,000	30,000,000	51,927,000	51,927,000	0.1	173.1
40 交通安全対策 特別交付金	65,000	65,000,000	53,070,000	53,070,000	0.1	81.6
45 分担金及び 負 担 金	583,005	583,005,000	618,490,761	546,504,672	0.7	93.7
50 使用料及び 手 数 料	1,040,038	1,047,341,000	1,069,569,287	1,047,525,957	1.4	100.0
55 国庫支出金	8,768,358	9,394,646,000	9,057,626,004	9,057,626,004	11.8	96.4
60 県 支 出 金	3,697,531	3,932,725,000	3,756,868,496	3,756,868,496	4.9	95.5
65 財 産 収 入	101,425	121,517,000	113,711,333	113,687,633	0.1	93.6
70 寄 附 金	4,552	9,924,000	7,595,389	7,595,389	0.0	76.5
75 繰 入 金	2,287,410	1,452,151,000	1,444,952,230	1,444,952,230	1.9	99.5
80 繰 越 金	1,300,000	3,032,062,033	3,032,062,149	3,032,062,149	3.9	100.0
85 諸 収 入	4,644,737	5,809,309,000	6,209,860,095	5,999,870,192	7.8	103.3
90 市 債	5,218,700	5,383,630,000	4,841,000,000	4,841,000,000	6.3	89.9
合 計	75,180,000	78,300,554,033	81,749,910,589	76,946,084,932	100.0	98.3

## 7 平成22年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	423,462	401,125,000	392,287,427	8,837,573	0.5	97.8
10 総 務 費	7,982,489	8,394,396,000	8,054,880,513	339,515,487	10.7	96.0
15 民 生 費	25,863,690	26,658,649,000	25,776,833,456	881,815,544	34.3	96.7
20 衛 生 費	8,768,627	9,112,742,854	8,532,390,840	580,352,014	11.3	93.6
25 労 働 費	639,440	625,600,000	608,911,945	16,688,055	0.8	97.3
30 農林水産業費	595,506	604,479,000	566,274,897	38,204,103	0.8	93.7
35 商 工 費	3,899,842	4,954,438,000	4,903,141,119	51,296,881	6.5	99.0
40 土 木 費	9,478,354	10,391,561,224	9,583,419,405	808,141,819	12.7	92.2
45 消 防 費	2,705,448	2,668,251,992	2,623,837,339	44,414,653	3.5	98.3
50 教 育 費	7,922,312	7,685,728,512	7,449,624,770	236,103,742	9.9	96.9
60 公 債 費	6,800,830	6,759,467,000	6,746,129,388	13,337,612	9.0	99.8
70 予 備 費	100,000	44,115,451	0	44,115,451	-	-
合 計	75,180,000	78,300,554,033	75,237,731,099	3,062,822,934	100.0	96.1

## 第 2 章 賦 課



市の花 さつき  
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

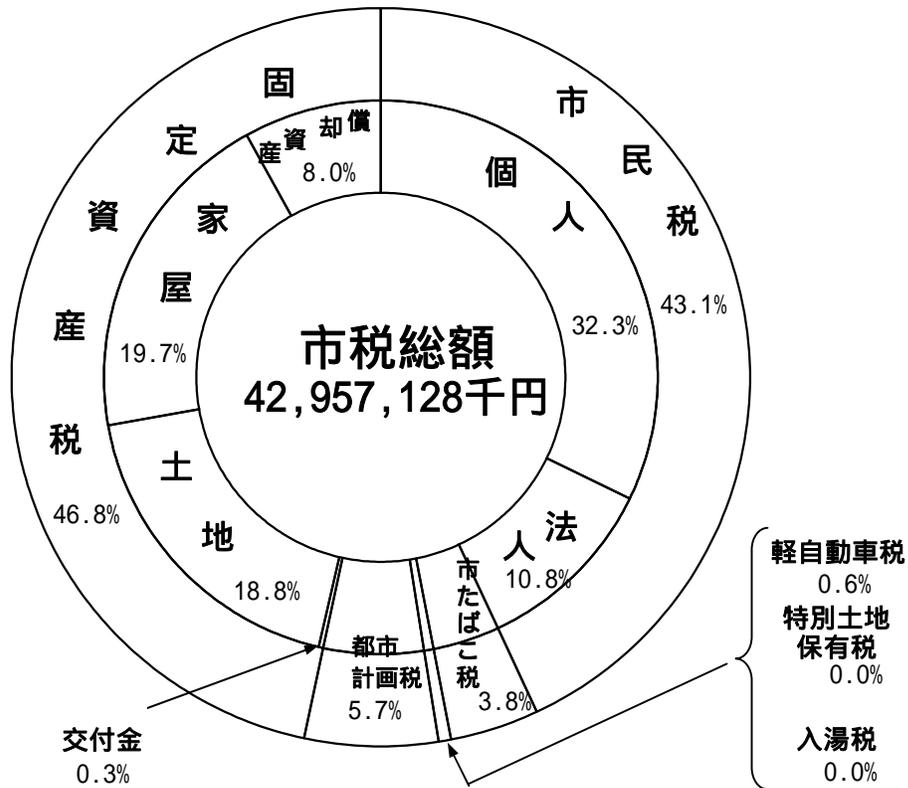
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	23	22	対前年度比
市 民 税			18,507,352	18,168,025	101.9
個 人	現年課税分		13,600,000	14,000,000	97.1
	滞納繰越分		266,846	219,602	121.5
法 人	現年課税分		4,633,000	3,936,686	117.7
	滞納繰越分		7,506	11,737	64.0
固 定 資 産 税			20,108,480	20,210,257	99.5
土地家屋 償却資産	現年課税分		19,755,000	19,829,000	99.6
	滞納繰越分		253,480	281,257	90.1
国有資産等所在市町村交付金			100,000	100,000	100.0
軽 自 動 車 税			260,846	258,807	100.8
	現年課税分		255,061	253,022	100.8
	滞納繰越分		5,785	5,785	100.0
市 た ば こ 税			1,613,183	1,687,262	95.6
	現年課税分		1,613,182	1,687,261	95.6
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	481	0.2
	現年課税分		0	0	
	滞納繰越分		1	481	0.2
入 湯 税			3,151	3,391	92.9
	現年課税分		3,150	3,390	92.9
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,464,115	2,422,136	101.7
土地家屋	現年課税分		2,427,000	2,384,000	101.8
	滞納繰越分		37,115	38,136	97.3
現 年 課 税 分 計			42,386,393	42,193,359	100.5
滞 納 繰 越 分 計			570,735	557,000	102.5
市 税 総 計			42,957,128	42,750,359	100.5

9 平成23年度市税歳入予算額の構成（当初）

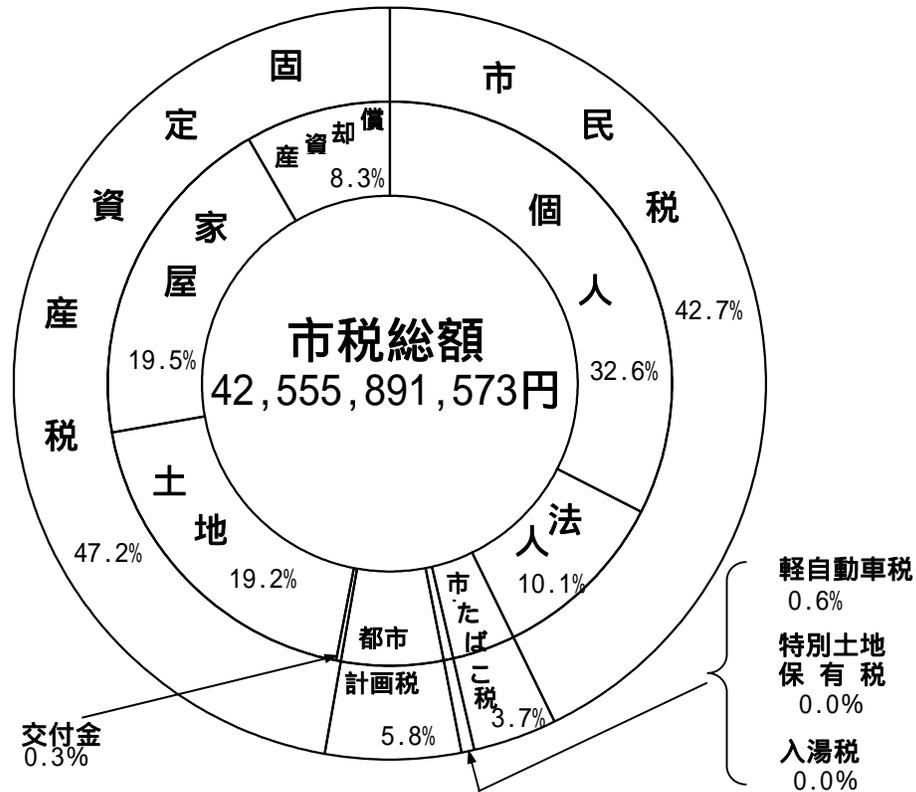


(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額				
		平成23年度	平成22年度	比較増減	対前年度比	
1	普通税	40,489,862	40,324,832	165,030	100.4	
	市 民 税	個人	13,866,846	14,219,602	352,756	97.5
		法人	4,640,506	3,948,423	692,083	117.5
	固 定 資 産 税	固定資産税	20,008,480	20,110,257	101,777	99.5
		交付金	100,000	100,000	0	100.0
		軽自動車税	260,846	258,807	2,039	100.8
	市たばこ税	1,613,183	1,687,262	74,079	95.6	
	特別土地保有税	1	481	480	0.2	
	2	目的税	2,467,266	2,425,527	41,739	101.7
		入湯税	3,151	3,391	240	92.9
都市計画税		2,464,115	2,422,136	41,979	101.7	
合 計	42,957,128	42,750,359	206,769	100.5		

国有資産等所在市町村交付金

10 平成22年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額				
		平成22年度	平成21年度	比較増減	対前年度比	
1	普通税	40,085,603,924	41,395,303,634	1,309,699,710	96.8	
	市民税	個人	13,877,040,047	15,368,492,608	1,491,452,561	90.3
		法人	4,281,118,843	3,664,186,555	616,932,288	116.8
	固定資産税	固定資産税	20,105,473,921	20,609,019,281	503,545,360	97.6
		交付金	103,019,600	100,820,000	2,199,600	102.2
	軽自動車税	260,947,311	257,975,373	2,971,938	101.2	
	市たばこ税	1,561,023,802	1,495,449,817	65,573,985	104.4	
	特別土地保有税	0	180,000	180,000	0.0	
	2	目的税	2,470,287,649	2,482,623,003	12,335,354	99.5
		入湯税	4,011,750	4,333,950	322,200	92.6
都市計画税		2,466,275,899	2,478,289,053	12,013,154	99.5	
合計		42,555,891,573	43,877,926,637	1,322,035,064	97.0	

国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

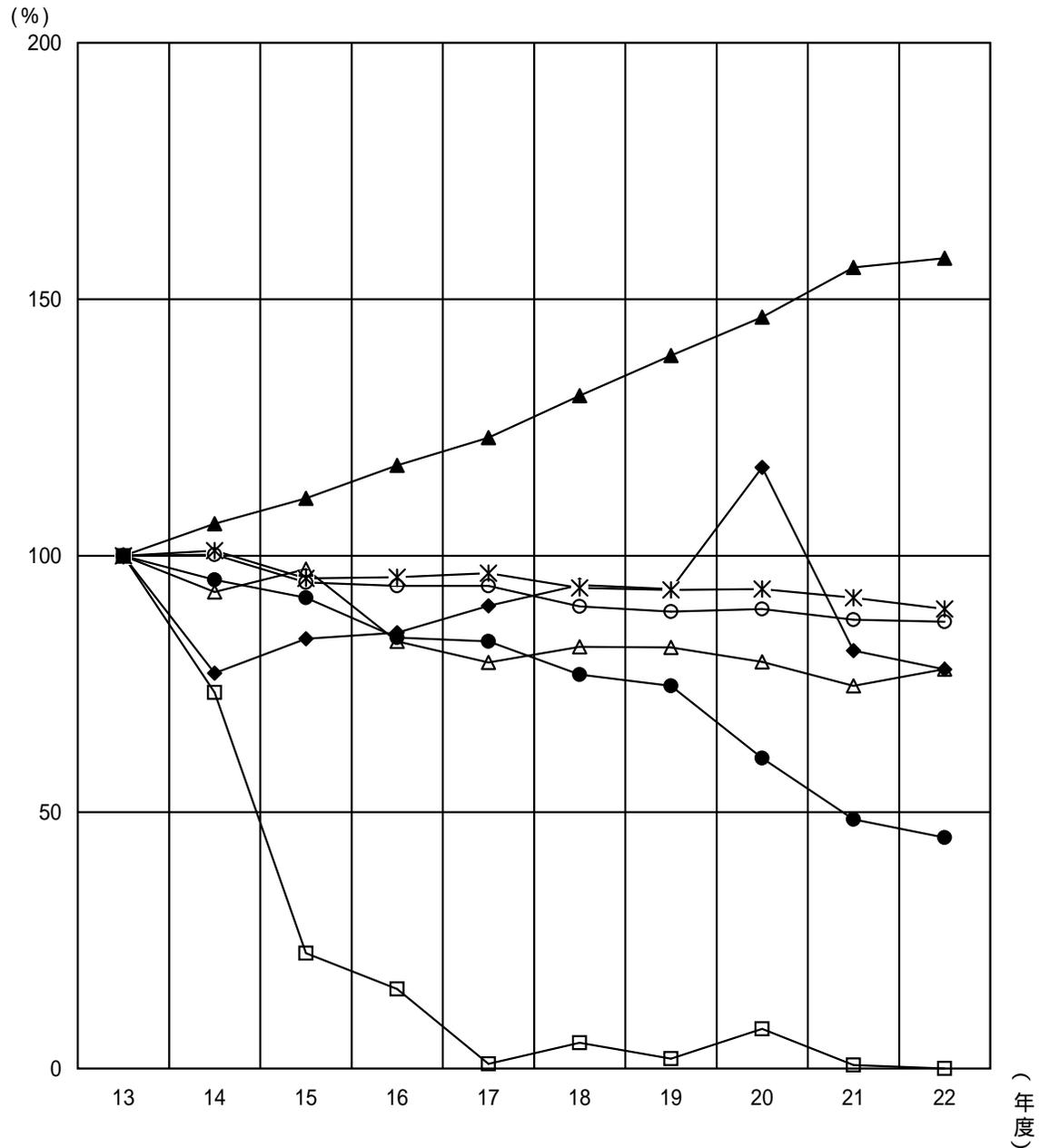
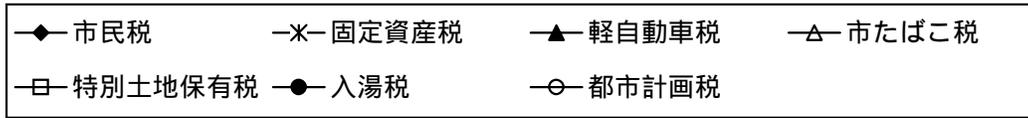
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
18	46,545,907	51,577,367	47,471,923	257,209	3,848,235
19	46,716,737	51,398,652	47,174,286	221,597	4,002,769
20	52,340,554	57,228,413	52,725,947	315,935	4,186,531
21	43,668,851	48,416,242	43,877,926	321,400	4,216,915
22	42,750,359	47,055,674	42,555,891	431,621	4,068,160

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 ( 対 調 定 額 )	人口の伸び率 ( 1 月 1 日 現 在 )
18	100.6	100.6	92.0	100.0
19	100.4	99.4	91.8	101.1
20	112.0	111.8	92.1	100.7
21	83.4	83.2	90.6	99.6
22	97.9	97.0	90.4	99.4

### 1.3 市税の伸長率



平成13年度の決算額を100としたときの平成22年度の数値

市 民 税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入 湯 税	都市計画税
77.8	89.6	158.0	77.9	0.0	45.0	87.1

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	22	区 分	年 度	21	
税収入額	(1) 市 税		42,555,892	税収入額	(1) 市 税	43,877,927	
	(2) 個人 の 県 民 税		9,247,928		(2) 個人 の 県 民 税	10,194,983	
	(3) 合 計		51,803,820		(3) 合 計	54,072,910	
徴 人件費	(4) 基 本 給		267,832	徴 人件費	(4) 基 本 給	282,579	
	(5) 諸 手 当		216,750		(5) 諸 手 当	237,932	
	ア 超 過 勤 務 手 当		28,053		ア 超 過 勤 務 手 当	36,965	
	イ 税 務 特 別 手 当		0		イ 税 務 特 別 手 当	0	
	ウ そ の 他 の 手 当		188,697		ウ そ の 他 の 手 当	200,967	
	(6) そ の 他		71,223		(6) そ の 他	71,163	
	(7) 小 計		555,805		(7) 小 計	591,674	
税 需用費	(8) 旅 費		1,427	税 需用費	(8) 旅 費	1,853	
	(9) 賃 金		0		(9) 賃 金	167	
	(10) そ の 他		17,562		(10) そ の 他	19,305	
	(11) 小 計		18,989		(11) 小 計	21,325	
費 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金		-	費 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	
	(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		550		(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	550	
	(14) 納 税 奨 励 金		-		(14) 納 税 奨 励 金	-	
	(15) そ の 他		-		(15) そ の 他	-	
	(16) 小 計		550		(16) 小 計	550	
(17) そ の 他		229,829	(17) そ の 他	196,685			
(18) 合 計		805,173	(18) 合 計	810,234			
県税徴収 取 扱 費	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 額		360,683	県税徴収 取 扱 費	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 額	371,407	
	(20) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額		3,483		(20) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	3,803	
	(21) 合 計		364,166		(21) 合 計	375,210	
(22) 市 税 徴 収 取 扱 費 (18) - (21)			441,007	(22) 市 税 徴 収 取 扱 費 (18) - (21)		435,024	
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.6%	税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.5%	
	(24) (22) / (1)		1.0%		(24) (22) / (1)	1.0%	
徴税職員数4月1日現在			77人	徴税職員数4月1日現在			75人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位：人・千円・%)

年度		19	20	21	22	23	
区分							
納税義務者数	普通徴収	47,951	48,400	38,379	35,592	34,782	
	給与特別徴収	61,471	62,373	62,505	60,990	60,563	
	年金特別徴収	-	-	11,404	12,238	12,698	
	計	109,422	110,773	112,288	108,820	108,043	
税	市民税	普通徴収均等割	140,745	144,472	131,306	108,697	106,835
		普通徴収所得割	5,078,729	5,082,333	4,777,471	3,981,567	3,799,505
		給与特別徴収均等割	180,222	183,009	183,520	180,063	178,602
		給与特別徴収所得割	9,953,321	10,182,724	10,038,437	8,889,094	8,742,257
		年金特別徴収均等割	-	-	17,106	34,098	34,932
		年金特別徴収所得割	-	-	305,931	597,553	612,157
	小計	15,353,017	15,592,538	15,453,771	13,791,072	13,474,288	
	県民税	普通徴収均等割	60,329	62,600	57,462	47,197	46,399
		普通徴収所得割	3,402,735	3,407,299	3,202,996	2,670,036	2,547,515
		給与特別徴収均等割	75,312	79,302	79,529	78,030	77,397
		給与特別徴収所得割	6,293,841	6,829,740	6,733,436	5,962,182	5,863,955
		年金特別徴収均等割	-	-	6,842	14,680	15,031
年金特別徴収所得割		-	-	205,908	400,792	410,658	
小計	9,832,217	10,378,941	10,286,173	9,172,917	8,960,955		
額	市・県民税	普通徴収均等割	201,074	207,072	188,768	155,894	153,234
		普通徴収所得割	8,481,464	8,489,632	7,980,467	6,651,603	6,347,020
		給与特別徴収均等割	255,534	262,311	263,049	258,093	255,999
		給与特別徴収所得割	16,247,162	17,012,464	16,771,873	14,851,276	14,606,212
		年金特別徴収均等割	-	-	23,948	48,778	49,963
		年金特別徴収所得割	-	-	511,839	998,345	1,022,815
		合計	25,185,234	25,971,479	25,739,944	22,963,989	22,435,243
伸び率		138.8	103.1	99.1	89.2	97.7	
特定あん分率(県)		39.03	39.96	39.96	39.94	39.94	

( 2 ) 個人市民税納税義務者の内訳 ( 当初現年分 )

( 単位 : 人 )

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
19	3,200	0	105,256	108,456
20	3,232	0	106,618	109,850
21	3,381	0	107,668	111,049
22	3,709	0	104,197	107,906
23	3,834	0	103,301	107,135

( 3 ) 課税標準所得別納税義務者数 ( 当初 )

( 単位 : 人 )

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	合 計
19	86,231	3,856	34	15,135	105,256
20	87,330	3,890	26	15,372	106,618
21	88,533	3,690	29	15,416	107,668
22	84,455	3,480	28	16,234	104,197
23	83,179	3,404	24	16,694	103,301

(注) 均等割のみの者を除く。

## (4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		19	20	21	22	23
区 分						
納 税 義 務 者 数		105,256	106,618	107,668	104,197	103,301
総 所 得 金 額	総 所 得 金 額	376,837,381	380,315,177	378,713,848	344,705,450	342,777,503
	山 林 所 得 金 額	0	0	7,500	1,304	1,985
	退 職 所 得 金 額					
	分 離 讓 渡 金 額 等	9,275,206	9,526,406	6,987,885	6,120,223	6,881,666
	計	386,112,587	389,841,583	385,709,233	350,826,977	349,661,154
所 得 控 除 額	雑 損	13,667	15,588	5,478	7,907	9,399
	医 療 費	2,351,417	2,593,631	2,614,199	2,557,541	2,496,555
	社 会 保 険 料	50,732,408	51,811,889	52,869,972	49,774,566	50,409,207
	小 規 模 共 済	634,170	662,864	663,250	643,902	632,983
	生 命 保 険 料	3,046,845	3,048,595	3,026,264	2,938,529	2,890,303
	損 害 保 険 料	164,845	-	-	-	-
	地 震 保 険 料	-	241,411	239,951	238,332	233,017
	寄 附 金	3,490	3,300	-	-	-
	障 害 者	921,780	951,320	969,080	945,000	947,620
	老 年 者	-	-	-	-	-
	寡 婦	378,860	402,060	404,980	397,920	405,740
	寡 夫	59,800	64,740	62,140	68,900	66,560
	勤 労 学 生	2,340	3,120	4,940	2,600	1,820
	配 偶 者	10,828,410	10,813,570	10,754,870	10,545,620	10,401,140
	配 偶 者 特 別	474,250	489,790	481,190	476,530	505,390
	扶 養	17,530,710	17,466,250	17,385,420	16,546,760	16,512,250
	同 居 特 障 加 算 分	212,290	211,600	210,680	207,690	206,080
	基 礎	34,734,480	35,183,940	35,530,440	34,385,010	34,089,330
	計	122,089,762	123,963,668	125,222,854	119,736,807	119,807,394
課 税 標 準 額	総 所 得 金 額	254,859,916	256,460,026	253,573,865	225,228,991	223,342,294
	山 林 所 得 金 額	0	0	7,500	1,303	1,984
	退 職 所 得 金 額					
	分 離 讓 渡 金 額 等	9,162,909	9,417,889	6,905,014	5,859,876	6,509,482
	計	264,022,825	265,877,915	260,486,379	231,090,170	229,853,760
算 出 税 額	15,548,025	15,654,576	15,414,156	13,683,125	13,588,910	
税 額 控 除 額 等	10,088	180,316	116,630	207,299	204,533	
調 整 控 除	230,838	233,580	237,638	238,090	235,562	
定 率 控 除 額	-	-	-	-	-	
配 当 割 額・株 式 等 讓 渡 所 得 割 額 控 除 額	7,287	7,016	3,537	6,771	7,023	
所 得 割 額	15,288,036	15,233,664	15,056,351	13,230,965	13,141,792	

## (5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度	19		20		21		22		23	
調定した月	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額
4月	87	20,902	82	14,154	77	11,995	72	12,331	76	12,314
5月	261	51,242	317	62,683	327	58,530	320	61,709	304	52,239
6月	57	5,732	48	3,619	119	13,184	49	7,887	56	8,755
7月	57	15,712	38	8,724	103	29,339	44	23,794	-	-
8月	69	11,815	56	10,820	160	40,660	42	19,278	-	-
9月	51	6,092	28	3,086	56	11,838	33	4,703	-	-
10月	58	10,789	51	11,388	51	5,433	44	4,926	-	-
11月	49	7,935	35	3,966	71	9,503	56	10,507	-	-
12月	35	5,607	19	4,005	66	9,249	26	2,161	-	-
1月	26	2,820	27	5,825	56	9,684	33	8,058	-	-
2月	36	4,838	46	6,483	38	4,006	45	5,811	-	-
3月	36	5,642	49	4,793	51	6,317	47	13,185	-	-
合計	822	149,126	796	139,546	1,175	209,738	811	174,350		

( 6 ) 課税標準額段階別納税義務者数 ( 当初 )

( 単位 : 人 )

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 者 所 得 者	譲渡所得につ いて分離課税 し た 者	計
10万円以下	2,605	200	3	697	166	3,671
10万円超え 100万円以下	20,353	1,237	13	8,011	177	29,791
100万円超え 200万円以下	25,603	849	4	4,209	194	30,859
200万円超え 300万円以下	15,322	477	2	1,381	125	17,307
300万円超え 400万円以下	8,175	249	0	556	94	9,074
400万円超え 550万円以下	6,251	160	0	369	98	6,878
550万円超え 700万円以下	2,215	61	1	218	51	2,546
700万円超え 1000万円以下	1,413	53	1	245	59	1,771
1,000万円超え	898	92	0	337	77	1,404
合 計	82,835	3,378	24	16,023	1,041	103,301
200万円以下	48,561	2,286	20	12,917	537	64,321
200万円超え 700万円以下	31,963	947	3	2,524	368	35,805
700万円超え	2,311	145	1	582	136	3,175

## ( 7 ) 課税標準額段階別総所得金額 ( 当初 )

( 単位 : 千円 )

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲渡所得につ いて分離課税 し た 者	計
10万円以下	1,504,540	167,679	1,989	565,538	1,865,167	4,104,913
10万円超え 100万円以下	28,438,546	1,912,583	22,786	11,422,266	907,190	42,703,371
100万円超え 200万円以下	64,122,550	2,203,457	11,006	9,935,209	822,040	77,094,262
200万円超え 300万円以下	57,688,104	1,751,408	7,748	4,824,571	694,762	64,966,593
300万円超え 400万円以下	41,388,454	1,200,587	0	2,547,815	389,833	45,526,689
400万円超え 550万円以下	40,739,209	980,070	0	2,192,710	420,551	44,332,540
550万円超え 700万円以下	18,113,459	465,618	7,557	1,647,101	204,127	20,437,862
700万円超え 1000万円以下	14,583,052	541,777	10,627	2,410,565	510,964	18,056,985
1,000万円超え	17,328,228	2,580,548	0	6,706,463	1,067,032	27,682,271
合 計	283,906,142	11,803,727	61,713	42,252,238	6,881,666	344,905,486
200万円以下	94,065,636	4,283,719	35,781	21,923,013	3,594,397	123,902,546
200万円超え 700万円以下	157,929,226	4,397,683	15,305	11,212,197	1,709,273	175,263,684
700万円超え	31,911,280	3,122,325	10,627	9,117,028	1,577,996	45,739,256

( 8 ) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

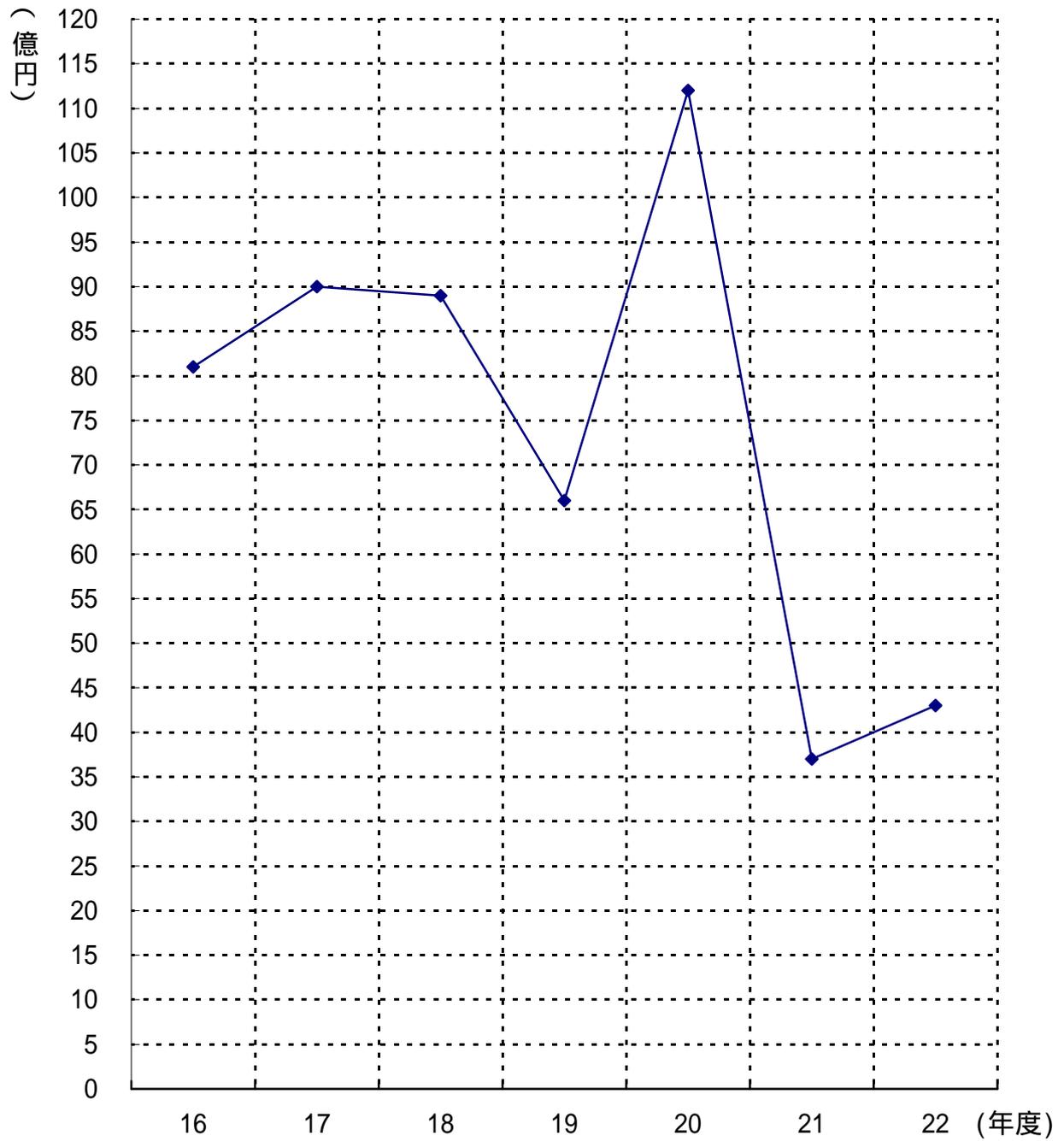
区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者				
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 納 税 義務者数	納 税 納 税 義務者数	白 色 事 業 専 従 者 数		専 従 者 給 与 額
		青 色 事 業 専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	納 税 納 税 義務者数				白 色 事 業 専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	
1 4	6,465	1,439	376	4,135,496	1,626	106	86	24	82,305	
1 5	6,495	1,377	377	3,838,643	1,564	120	102	22	94,239	
1 6	6,411	1,306	383	3,608,286	1,496	110	91	23	87,018	
1 7	6,333	1,287	346	3,395,343	1,466	103	88	16	78,453	
1 8	6,838	1,388	387	3,673,170	1,582	112	95	21	85,490	
1 9	6,851	1,384	395	3,694,323	1,577	101	89	13	78,583	
2 0	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	85,815	
2 1	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	82,328	
2 2	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	65,873	
2 3	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	62,412	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区 分		年 度	22	21	対前年度比	構 成 比
		%	千円	千円	%	%
法 人 税 割	確 定 ・ 予 定	14.7	2,005,170	1,229,366	163.1	46.8
		13.5	329,445	447,201	73.7	7.7
		12.3	833,972	857,085	97.3	19.4
	修 正 ・ 更 正	14.7	124,847	162,145	77.0	2.9
		13.5	2,056	20,721	9.9	0.0
		12.3	24,920	30,723	81.1	0.6
小 計			3,320,410	2,747,241	120.9	77.4
均 等 割			968,948	925,395	104.7	22.6
合 計			4,289,358	3,672,636	116.8	100.0
納 税 義 務 者 数	地 方 税 法 第 三 百 十 二 条 第 一 項	第1号法人	4,531	4,563	99.3	64.6
		第2号法人	61	53	115.1	0.8
		第3号法人	1,099	1,151	95.5	15.7
		第4号法人	111	108	102.8	1.6
		第5号法人	455	474	96.0	6.5
		第6号法人	61	60	101.7	0.9
		第7号法人	581	595	97.6	8.3
		第8号法人	42	41	102.4	0.6
		第9号法人	70	66	106.1	1.0
		法人でない 社 団 等	-	-	-	-
計			7,011	7,111	98.6	100.0

( 2 ) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位：円・件・%)

年度 月	22		21		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	87,026,600	613	138,709,300	669	62.7
5	338,021,800	1,350	291,840,000	1,485	115.8
6	1,195,046,200	1,516	879,346,800	2,988	135.9
7	420,902,300	821	431,074,300	842	97.6
8	256,911,900	698	198,146,100	831	129.7
9	106,218,800	569	96,829,800	568	109.7
10	162,424,200	736	102,934,200	788	157.8
11	843,118,400	1,472	882,103,100	1,501	95.6
12	103,038,900	562	80,493,600	567	128.0
1	61,017,600	310	80,197,700	352	76.1
2	386,012,400	841	208,013,300	812	185.6
3	329,619,600	502	282,948,400	541	116.5
計	4,289,358,700	9,990	3,672,636,600	11,944	116.8

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位：千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地 ・ 家屋	19	1,234,127,576	1,273,880,186
	20	1,261,910,388	1,299,563,063
	21	1,239,878,110	1,269,730,992
	22	1,240,670,039	1,267,256,942
	23	1,241,549,554	1,263,671,799
償 却 資 産	19	295,533,906	-
	20	297,214,376	-
	21	290,220,192	-
	22	267,336,708	-
	23	251,689,247	-
計	19	1,529,661,482	1,273,880,186
	20	1,559,124,764	1,299,563,063
	21	1,530,098,302	1,269,730,992
	22	1,508,006,747	1,267,256,942
	23	1,493,238,801	1,263,671,799

(2) 土地に関する概要調書

地目	区分	地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) - (ハ) (ニ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)
田	一般田	39,940	5,189,020	334,682	4,854,338	518,376	33,183
	介在田等		44,853		44,853	2,893,562	
畑	一般畑	56,136	7,511,502	763,390	6,748,112	475,175	47,590
	介在畑等	120,899	976,740	45	976,695	52,506,938	1,718
宅地	小規模住宅用地		10,212,261	3,526	10,208,735	693,907,530	180,523
	一般住宅用地		3,450,828	1,055	3,449,773	174,925,817	37,152
	商業地等 (非住宅用地)		7,358,284	17	7,358,267	404,241,543	855
	計	2,437,025	21,021,373	4,598	21,016,775	1,273,074,890	218,530
塩田							
鉱泉地		20		20	558		
池沼							
山林	一般山林	10,717,903	14,935,977	1,404,205	13,531,772	439,433	45,401
	介在山林		19,911	25	19,886	271,028	197
牧場			25,658		25,658	11,931	
原野		126	321,176	14,383	306,793	5,249	326
雑種地	ゴルフ場の用地	29,445	3,662,044		3,662,044	15,433,414	
	遊園地等の用地	665,725					
	鉄軌道用地	275	59,199		59,199	4,962,158	
	その他の雑種地	1,067,833	4,933,580	123,001	4,810,579	178,803,567	91,477
	計	1,763,278	8,654,823	123,001	8,531,822	199,199,139	91,477
その他	19,993,639						
合計	35,128,946	58,701,053	2,644,329	56,056,724	1,529,396,279	438,422	

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総 筆 数 (筆)(ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平 均 価 格 (ホ)/(ロ) (円/m <sup>2</sup> )(ワ)	最高価格 (円/m <sup>2</sup> ) (力)
485,193	485,193	79	8,262	589	7,673	100	113
2,893,562	864,124		92		92	64,512	157,139
427,585	427,585	147	14,190	1,700	12,490	63	81
52,505,220	16,057,259	188	2,853	4	2,849	53,757	144,300
693,727,007	104,032,847		63,979	319	63,660	67,948	391,800
174,888,665	53,220,569		25,270	142	25,128	50,691	391,800
404,240,688	277,993,933		10,362	8	10,354	54,937	734,256
1,272,856,360	435,247,349	2,446	99,611	469	99,142	60,561	734,256
558	558		6		6	27,900	41,358
394,032	394,032	1,384	10,167	1,771	8,396	29	44
270,831	186,673		81	3	78	13,612	26,668
11,931	11,931		32		32	465	465
4,923	4,923	3	138	17	121	16	25
15,433,414	10,803,390	146	2,605		2,605	4,214	17,300
		588					
4,962,158	3,327,881	3	92		92	200,483	416,669
178,712,090	121,624,878	2,269	14,813	1,177	13,636	36,242	399,264
199,107,662	135,756,149	3,006	17,510	1,177	16,333	23,016	399,264
		74,878					
1,528,957,857	589,435,776	82,131	152,942	5,730	147,212	26,054	

## (3) 宅地に関する調べ

地区別		区分	地積		決定価格	
			(㎡)	(イ)	(千円)	(ロ)
商業地区		繁華街				
		高度商業地区				
		高度商業地区		122,206		39,930,676
		普通商業地区		480,784		57,039,145
		計		602,990		96,969,821
住宅地区		併用住宅地区		1,598,926		127,868,359
		高級住宅地区				
		普通住宅地区		11,008,911		763,821,075
		計		12,607,837		891,689,434
工業地区		大工場地区		2,776,440		107,793,367
		中小工場地区		1,853,467		94,027,462
		家内工業地区				
		計		4,629,907		201,820,829
村落地区		集団地区		1,775,649		49,962,084
		村落地区		1,355,856		32,201,852
		計		3,131,505		82,163,936
		観光地区				
		農業用施設の用に供する宅地		44,404		211,711
		生産緑地地区内の宅地		132		629
		合計		21,016,775		1,272,856,360

課税標準額 (千円) (八)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
		平均価格 (口) (イ) (円/m <sup>2</sup> )	最高価格 (円/m <sup>2</sup> )
25,110,348	416	326,749	734,256
27,556,068	1,556	118,638	337,641
52,666,416	1,972	160,815	734,256
53,749,708	5,210	79,971	185,062
164,454,277	57,175	69,382	161,680
218,203,985	62,385	70,725	185,062
75,116,976	655	38,824	72,140
63,285,536	2,846	50,731	101,932
138,402,512	3,501	43,591	101,932
14,548,725	6,492	28,137	40,000
11,277,074	4,377	23,750	41,059
25,825,799	10,869	26,238	41,059
148,197	140	4,768	4,813
440	2	4,765	4,772
435,247,349	78,869	60,564	734,256

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所 有 者 数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
木 造	総 数		50,889	5,215,375
	法定免税点 未満のもの		1,650	51,861
	法定免税点 以上のもの		49,239	5,163,514
木 造 以 外	総 数		16,752	8,911,671
	法定免税点 未満のもの		181	3,381
	法定免税点 以上のもの		16,571	8,908,290
合 計	総 数	62,074	67,641	14,127,046
	法定免税点 未満のもの	59964 (個人)	1,831	55,242
	法定免税点 以上のもの	2110 (法人)	65,810	14,071,804

決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
152,719,289	29,283
88,159	1,700
152,631,130	29,560
502,142,726	56,347
15,429	4,563
502,127,297	56,366
654,862,015	46,355
103,588	1,875
654,758,427	46,530

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

総括表

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	55,561,932	55,416,792
	機 械 及 び 装 置	100,184,072	98,477,341
	船 舶	4,643	4,643
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	810,133	810,133
	工 具、器 具 及 び 備 品	64,767,638	64,664,708
	調 整 額		
	小 計 (ハ)	221,328,418	219,373,617
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	33,237,769	32,315,630
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		
	小 計 (ニ)	33,237,769	32,315,630
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		254,566,187	251,689,247
同上内訳	市 町 村 分 の 額		251,689,247
	道 府 県 分 の 額		

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を

区 分	法第349条の3						第2項	第3項	第14項
	第1項	第3項	第9項	第21項	第22項				
決定価格 (千円)	277	2,628,256	25,342	114,567	226,916		189,458	533	56,747
課税標準額 (千円)	185	1,103,890	12,671	42,960	113,458		58,076	178	42,560

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,248
	法人	5,211
	計	6,459

課税標準額の内訳	
法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)
99,700	55,317,092
1,332,523	97,144,818
	4,643
	810,133
100,812	64,563,896
1,533,035	217,840,582

受けるものに関する調べ

法附則第15条									合計
第15項	第37項	第40項	旧第7項	旧第15項	旧第20項	旧第28項	旧第49項		
237	25,800	126,995	2,428	1,083	83,203	4	5,990		3,487,836
158	20,640	63,497	1,619	948	69,197	3	2,995		1,533,035

( 6 ) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
14	9.4	15.9	34.0	25.3	15.4	58,938
15	9.3	15.7	34.2	25.4	15.3	58,807
16	9.3	15.5	34.5	25.5	15.3	58,909
17	9.3	15.4	34.8	25.3	15.3	58,821
18	9.1	15.1	35.1	25.3	15.4	58,830
19	9.0	15.0	35.3	25.4	15.3	58,816
20	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701

( 7 ) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
14	63,666	47,562	16,104	12,773,046	4,645,966	8,127,080
15	64,155	47,883	16,272	12,960,435	4,721,706	8,238,729
16	64,743	48,271	16,472	13,027,632	4,788,903	8,238,729
17	65,498	48,899	16,599	13,420,594	4,951,993	8,468,601
18	65,697	49,465	16,232	13,297,447	4,948,907	8,348,540
19	67,996	50,988	17,008	13,550,528	5,033,401	8,517,127
20	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
21	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成23年4月1日現在(単位:台・円)

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	15,095	15	15,110	15	1	15,094	1,000	15,094,000	
	50cc超 90cc以下	1,031	31	1,062	31	0	1,031	1,200	1,237,200	
	90cc超 125cc以下	2,755	12	2,767	12	0	2,755	1,600	4,408,000	
	ミニカー	232	0	232	0	0	232	2,500	580,000	
	小計	19,113	58	19,171	58	1	19,112		21,319,200	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	4,150	24	4,174	24	0	4,150	2,400	9,960,000	
	三輪車	11	0	11	0	0	11	3,100	34,100	
	四輪車	乗用 営業用 自家用	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500
		乗用 自家用	25,436	7	25,443	7	232	25,204	7,200	181,468,800
	貨物用 自家用	営業用 自家用	536	0	536	0	3	533	3,000	1,599,000
		貨物用 自家用	10,037	48	10,085	49	48	9,988	4,000	39,952,000
	農耕用	1,323	3	1,326	3	0	1,323	1,600	2,116,800	
	特殊作業用	285	0	285	0	0	285	4,700	1,339,500	
小計	41,779	82	41,861	83	283	41,495		236,475,700		
二輪の小型自動車		3,673	38	3,711	38	0	3,673	4,000	14,692,000	
合計		64,565	178	64,743	179	284	64,280		272,486,900	

## (2) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度	21		22		23		構成比		
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比			
		調定額		調定額		調定額				
原動機付自転車	50cc以下	16,011	97.4	15,541	97.1	15,094	97.1	23.5		
		16,011,000	97.4	15,541,000	97.1	15,094,000	97.1	5.5		
	50cc超 90cc以下	1,058	98.2	1,044	98.7	1,031	98.8	1.6		
		1,269,600	98.2	1,252,800	98.7	1,237,200	98.8	0.5		
	90cc超 125cc以下	2,359	112.9	2,537	107.5	2,755	108.6	4.3		
		3,774,400	112.9	4,059,200	107.5	4,408,000	108.6	1.6		
ミニカー	229	123.8	232	101.3	232	100.0	0.4			
	572,500	123.8	580,000	101.3	580,000	100.0	0.2			
小計	19,657	99.3	19,354	98.5	19,112	98.7	29.8			
	21,627,500	100.4	21,433,000	99.1	21,319,200	99.5	7.8			
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,278	100.7	4,292	100.3	4,150	96.7	6.5		
		10,267,200	100.7	10,300,800	100.3	9,960,000	96.7	3.6		
	三輪車	10	142.9	10	100.0	11	110.0	0.0		
		31,000	142.9	31,000	100.0	34,100	110.0	0.0		
	四輪車	乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0.0
			自家用	5,500	100.0	5,500	100.0	5,500	100.0	0.0
		米軍	23,783	108.3	24,279	102.1	25,204	103.8	39.2	
			171,237,600	108.3	174,808,800	102.1	181,468,800	103.8	66.6	
		貨物用	0		0		0		0.0	
			0		0		0		0.0	
	農耕用	営業用	627	113.4	552	88.0	533	96.6	0.8	
		自家用	1,881,000	113.4	1,656,000	88.0	1,599,000	96.6	0.6	
	特殊作業用	10,074	100.3	9,982	99.1	9,988	100.1	15.5		
		40,296,000	100.3	39,928,000	99.1	39,952,000	100.1	14.7		
農耕用	1,275	100.8	1,306	102.4	1,323	101.3	2.1			
	2,040,000	100.8	2,089,600	102.4	2,116,800	101.3	0.8			
特殊作業用	286	101.1	280	97.9	285	101.8	0.4			
	1,344,200	101.1	1,316,000	97.9	1,339,500	101.8	0.5			
小計	40,334	105.2	40,702	100.9	41,495	101.9	64.5			
	227,102,500	106.4	230,135,700	101.3	236,475,700	102.8	86.8			
二輪の 小型自動車	3,651	100.9	3,636	99.6	3,673	101.0	5.7			
	14,604,000	100.9	14,544,000	99.6	14,692,000	101.0	5.4			
合計	63,642	103.1	63,692	100.1	64,280	100.9	100.0			
	263,334,000	105.6	266,112,700	101.1	272,486,900	102.4	100.0			

(注) 表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	20	対前年度比 (%)	21	対前年度比 (%)	22	対前年度比 (%)
4	131,253,286	92.0	126,842,850	96.6	125,443,212	98.9
	39,940,538	92.0	38,631,760	96.7	38,221,009	98.9
5	129,292,853	93.9	129,105,085	99.9	122,841,587	95.1
	39,358,232	93.9	39,320,762	99.9	37,419,667	95.2
6	138,859,997	97.1	125,687,348	90.5	114,787,098	91.3
	42,271,606	97.1	38,283,446	90.6	34,980,030	91.4
7	151,851,308	111.0	130,638,564	86.0	121,632,075	93.1
	46,221,511	111.1	39,797,280	86.1	37,071,791	93.2
8	135,399,571	93.5	138,619,449	102.4	129,234,648	93.2
	41,213,071	93.5	42,222,791	102.4	39,376,136	93.3
9	125,071,171	85.8	125,610,976	100.4	127,322,527	101.4
	38,078,337	85.8	38,264,685	100.5	38,804,545	101.4
10	136,936,294	105.7	126,350,387	92.3	238,774,634	189.0
	41,695,252	105.8	38,491,187	92.3	72,754,715	189.0
11	138,206,846	99.5	126,767,785	91.7	59,214,832	46.7
	42,082,699	99.5	38,619,357	91.8	13,056,466	33.8
12	119,852,553	87.9	118,854,393	99.2	100,915,094	84.9
	36,497,293	88.0	36,213,175	99.2	22,237,501	61.4
1	147,966,436	101.5	129,703,277	87.7	138,633,522	106.9
	45,057,875	101.6	39,515,917	87.7	30,472,098	77.1
2	116,933,898	97.2	108,278,601	92.6	121,137,053	111.9
	35,610,129	97.2	32,995,405	92.7	26,609,304	80.6
3	116,644,383	94.1	108,991,102	93.4	130,006,635	119.3
	35,525,719	94.1	33,216,998	93.5	28,573,997	86.0
手持品 課税					31,109,987	
					23,670,549	
計	1,588,268,596	96.5	1,495,449,817	94.2	1,561,052,904	104.4
	483,552,262	96.5	455,572,763	94.2	443,247,808	97.3

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
18	544,192,535	[平成15年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき2,977円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,412円	1,646,974,977
19	500,866,085	[平成18年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき3,298円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,564円	1,645,734,069
20	483,552,262	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき4,618円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,190円	1,588,268,596
21	455,572,763		1,495,449,817
22	443,247,808		1,561,052,904

(注) 旧3級品の紙巻たばこは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

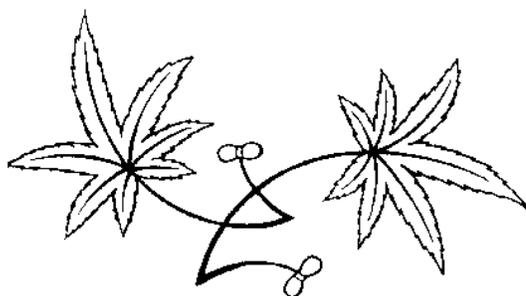
区 分 \ 年 度	20	21	22
税 率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	36,165人	28,698人	26,745人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	3,014人	2,392人	2,229人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 9軒	七沢地区 9軒	七沢地区 8軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 13軒	計 13軒	計 12軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	20		21		22	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	468,900	71.8	418,800	89.3	375,300	89.6
5月	460,950	86.1	321,300	69.7	282,150	87.8
6月	390,450	75.0	357,600	91.6	340,200	95.1
7月	407,550	87.6	294,150	72.2	256,800	87.3
8月	320,550	77.5	294,300	91.8	245,400	83.4
9月	533,100	96.8	404,850	75.9	405,600	100.2
10月	330,150	71.1	347,250	105.2	240,600	69.3
11月	431,550	76.0	316,800	73.4	317,250	100.1
12月	586,650	86.8	465,300	79.3	375,300	80.7
1月	508,650	70.6	457,500	89.9	487,200	106.5
2月	462,750	81.5	341,850	73.9	354,300	103.6
3月	523,500	100.8	285,000	54.4	331,650	116.4
合計	5,424,750	81.5	4,304,700	79.4	4,011,750	93.2

## 第3章 納税



市の木 もみじ  
(昭和44年2月1日制定)

もみじ(カエデ科)

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 納税貯蓄組合関係調べ

区 分		組合数 (組合)	組合員数 (人)	納税義務 者数(人)	納税すべき税 額(円)	納期内納付額 (円)	納期内納 付率(%)
厚 木	20	21	1,017	863	222,904,848	210,266,054	94.3
	21	20	887	785	185,791,983	172,564,616	92.9
	22	20	832	635	168,142,212	157,399,218	93.6
睦 合	20	8	452	508	174,819,919	168,129,710	96.2
	21	7	409	485	158,205,220	154,444,504	97.6
	22	7	455	413	145,809,323	141,721,424	97.2
荻 野	20	5	347	377	77,812,801	70,736,984	90.9
	21	4	280	298	66,618,281	61,311,877	92.0
	22	4	280	243	60,497,643	52,509,464	86.8
小 鮎	20	9	469	376	79,841,948	76,326,389	95.6
	21	9	469	391	72,296,945	69,711,131	96.4
	22	0	0	0	0	0	0
南毛利	20	11	689	721	469,210,610	457,937,821	97.6
	21	5	391	410	167,260,351	159,425,231	95.3
	22	5	391	356	159,398,664	155,113,538	97.3
相 川	20	8	381	366	407,587,994	404,153,767	99.2
	21	8	381	358	393,345,800	388,439,852	98.8
	22	8	381	332	380,124,990	376,001,870	98.9
合 計	20	62	3,355	3,211	1,432,178,120	1,387,550,725	96.9
	21	53	2,817	2,727	1,043,518,580	1,005,897,211	96.4
	22	44	2,339	1,979	913,972,832	882,745,514	96.6

2 2 市税収入実績調べ

平成22年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
現 年 度 分	市 民 税	17,936,686,000	18,321,408,019	17,825,443,192
	内 個 人	14,000,000,000	14,032,049,319	13,551,553,592
	法 人	3,936,686,000	4,289,358,700	4,273,889,600
	固 定 資 産 税	19,929,000,000	20,208,617,900	19,859,979,419
	内 土 地 ・ 家 屋	16,129,000,000	16,559,550,500	16,217,557,019
	償 却 資 産	3,700,000,000	3,546,047,800	3,539,402,800
	国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	103,019,600	103,019,600
	軽 自 動 車 税	253,022,000	264,297,200	253,937,000
	市 た ば こ 税	1,687,261,000	1,561,052,904	1,561,023,802
	都 市 計 画 税	2,384,000,000	2,481,067,300	2,429,827,449
	入 湯 税	3,390,000	4,011,750	4,011,750
	計	42,193,359,000	42,840,455,073	41,934,222,612
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	231,339,000	2,245,314,654
内 個 人		219,602,000	2,205,552,672	325,486,455
法 人		11,737,000	39,761,982	7,229,243
固 定 資 産 税		281,257,000	1,666,604,959	245,494,502
内 土 地 ・ 家 屋		250,106,000	1,618,330,446	238,563,402
償 却 資 産		31,151,000	48,274,513	6,931,100
軽 自 動 車 税		5,785,000	37,597,621	7,010,311
市 た ば こ 税		1,000	0	0
特 別 土 地 保 有 税		481,000	18,448,400	0
都 市 計 画 税		38,136,000	247,253,501	36,448,450
入 湯 税	1,000	0	0	
計	557,000,000	4,215,219,135	621,668,961	
市 税 総 計		42,750,359,000	47,055,674,208	42,555,891,573
前 年 度 同 期		43,668,851,000	48,416,242,799	43,877,926,637

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
549,910	495,414,917	99.38	97.29	96.62
549,910	479,945,817	96.80	96.58	95.95
0	15,469,100	108.57	99.64	99.49
2,574,405	346,064,076	99.65	98.27	98.36
2,574,405	339,419,076	100.55	97.93	98.03
0	6,645,000	95.66	99.81	99.73
0	0	103.02	100.00	100.00
8,000	10,352,200	100.36	96.08	96.01
0	29,102	92.52	99.99	100.00
385,843	50,854,008	101.92	97.93	98.03
0	0	118.34	100.00	100.00
3,518,158	902,714,303	99.39	97.88	97.62
211,609,558	1,700,989,398	143.82	14.82	13.66
181,483,820	1,698,582,397	148.22	14.76	13.43
30,125,738	2,407,001	61.59	18.18	24.61
183,980,455	1,237,130,002	87.28	14.73	20.08
177,466,655	1,202,300,389	95.38	14.74	15.72
6,513,800	34,829,613	22.25	14.36	70.08
5,399,640	25,187,670	121.18	18.65	17.64
0	0	0.00	0.00	0.00
0	18,448,400	0.00	0.00	0.97
27,113,900	183,691,151	95.57	14.74	15.72
0	0	0.00	0.00	100.00
428,103,553	3,165,446,621	111.61	14.75	16.58
431,621,711	4,068,160,924	99.55	90.44	90.63
321,400,420	4,216,915,742	100.48	90.63	92.13

平成21年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
現 年 度 分	市 民 税	18,700,000,000	19,410,077,678	18,754,837,580
	内 個 人	15,200,000,000	15,737,441,078	15,100,827,380
	法 人	3,500,000,000	3,672,636,600	3,654,010,200
	固 定 資 産 税	20,243,000,000	20,579,238,000	20,241,835,722
	内 土 地 ・ 家 屋	16,226,000,000	16,538,840,200	16,212,212,122
	償 却 資 産	3,916,000,000	3,939,577,800	3,928,803,600
	国 有 資 産 交 付 金	101,000,000	100,820,000	100,820,000
	軽 自 動 車 税	238,223,000	261,439,600	251,011,701
	市 た ば こ 税	1,517,003,000	1,495,449,817	1,495,449,817
	都 市 計 画 税	2,439,000,000	2,486,914,700	2,437,800,242
	入 湯 税	5,625,000	4,304,700	4,304,700
	計	43,142,851,000	44,237,424,495	43,185,239,762
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	210,832,000	2,034,612,124
内 個 人		198,894,000	1,993,262,561	267,665,228
法 人		11,938,000	41,349,563	10,176,355
固 定 資 産 税		273,962,000	1,828,540,204	367,183,559
内 土 地 ・ 家 屋		238,834,000	1,681,900,525	264,415,993
償 却 資 産		35,128,000	146,639,679	102,767,566
軽 自 動 車 税		4,642,000	39,466,594	6,963,672
市 た ば こ 税		1,000	0	0
特 別 土 地 保 有 税		1,000	18,628,400	180,000
都 市 計 画 税		36,561,000	257,541,732	40,488,811
入 湯 税	1,000	29,250	29,250	
計	526,000,000	4,178,818,304	692,686,875	
市 税 総 計		43,668,851,000	48,416,242,799	43,877,926,637
前 年 度 同 期		52,340,554,000	57,228,413,961	52,725,947,188

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
221,600	655,018,498	100.29	96.62	97.54
0	636,613,698	99.35	95.95	96.02
221,600	18,404,800	104.40	99.49	99.55
62,328	337,339,950	99.99	98.36	98.40
62,328	326,565,750	99.92	98.03	98.10
0	10,774,200	100.33	99.73	99.64
0	0	99.82	100.00	100.00
10,400	10,417,499	105.37	96.01	95.54
0	0	98.58	100.00	100.00
9,372	49,105,086	99.95	98.03	98.10
0	0	76.53	100.00	99.46
303,700	1,051,881,033	100.10	97.62	97.97
164,174,578	1,592,595,963	131.78	13.66	14.14
154,132,652	1,571,464,681	134.58	13.43	13.25
10,041,926	21,131,282	85.24	24.61	64.89
132,640,438	1,328,716,207	134.03	20.08	14.30
126,264,438	1,291,220,094	110.71	15.72	14.38
6,376,000	37,496,113	292.55	70.08	13.47
5,295,500	27,207,422	150.01	17.64	15.33
0	0	0.00	0.00	0.00
0	18,448,400	18000.00	0.97	9.87
18,986,204	198,066,717	110.74	15.72	14.38
0	0	2925.00	100.00	0.00
321,096,720	3,165,034,709	131.69	16.58	14.22
321,400,420	4,216,915,742	100.48	90.63	92.13
315,935,555	4,186,531,218	100.74	92.13	91.78

2 3 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区分 税目		19		20		21		22	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市県民税	普通徴収	48,631	24.92	51,828	27.00	53,836	26.15	46,313	23.18
	特別徴収	3,348	2.15	3,619	2.27	3,604	2.26	3,279	2.09
法人市民税		630	6.18	629	6.21	567	5.88	562	5.95
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		38,614	10.82	41,230	11.42	40,638	11.22	41,645	11.48
固定資産税 (償却資産)		774	6.62	753	6.53	812	7.20	768	6.93
軽自動車税		12,550	21.34	13,138	21.27	12,215	19.31	11,411	17.99
合計		104,547	13.26	111,197	13.97	111,672	13.76	103,978	12.95

(注) 割合  $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 4 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年 度		19	20	21	22
区 分					
電話加入 権差押	件 数	81	10	1	2
	税 額	37,958,216	5,071,753	317,100	304,600
不動産 差 押	件 数	72	56	76	95
	税 額	76,592,529	55,927,946	140,664,909	106,992,916
動産差押	件 数	0	0	5	10
	税 額	0	0	9,730,022	5,420,644
債権差押	件 数	437	238	571	848
	税 額	485,812,373	272,845,964	494,668,242	365,642,027
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	41	65	36	40
	税 額	28,116,346	83,672,241	48,599,080	54,393,652
交付要求 〔不動産〕	件 数	154	143	161	138
	税 額	208,129,832	129,808,107	102,517,991	170,608,085
合 計	件 数	785	512	850	1,133
	税 額	836,609,296	547,326,011	796,497,344	703,361,924

## 第 4 章 その他の資料

2 5 市税証明等発行件数

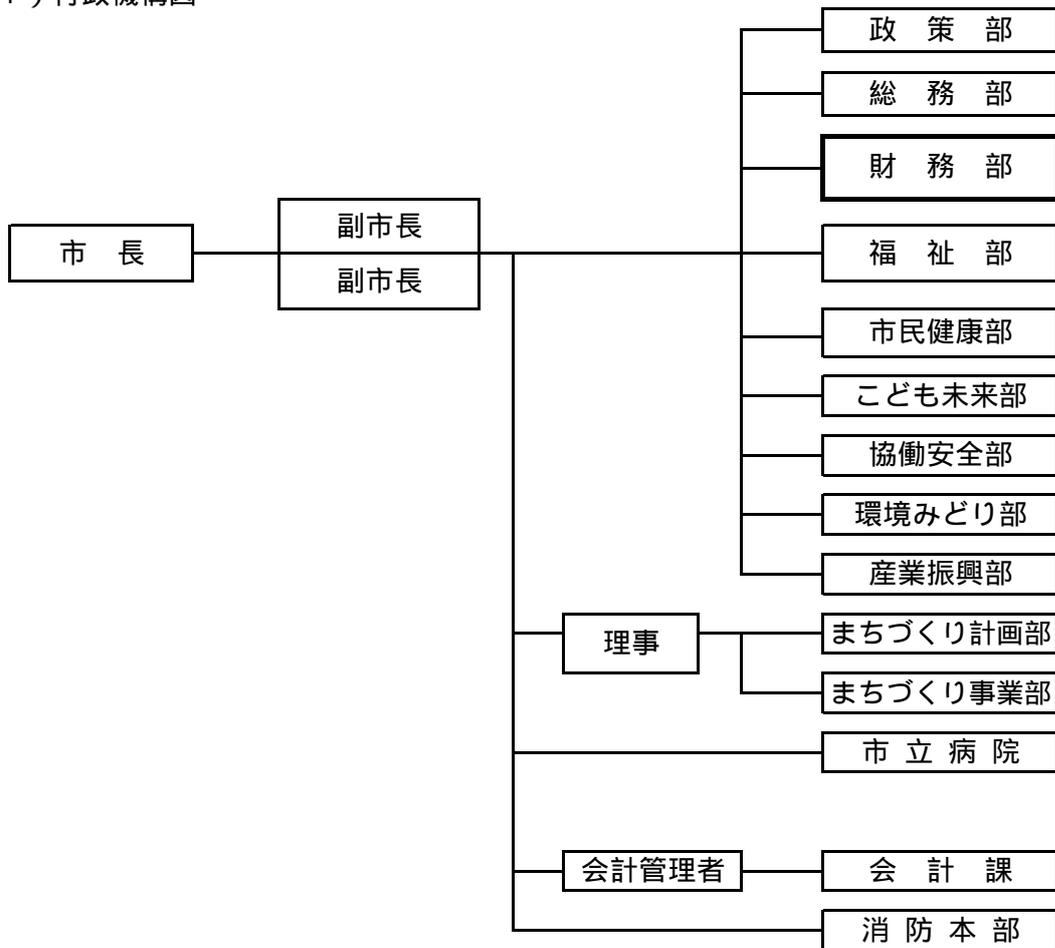
(単位：件)

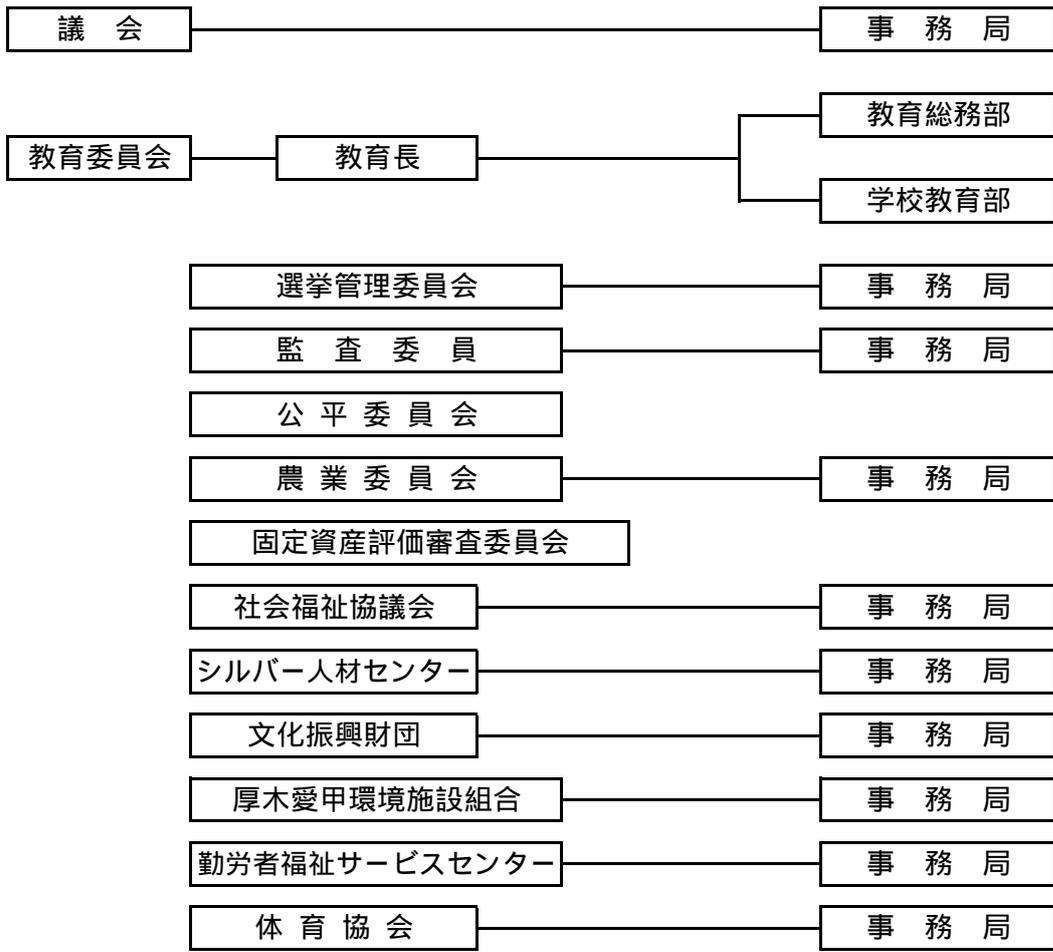
種類		年度				
		1 9	2 0	2 1	2 2	
市県民税証明 (所得証明)	本庁	16,117	17,338	17,029	17,215	
	連絡所	7,634	7,968	7,301	7,781	
	合計	23,751	25,306	24,330	24,996	
各種市税納税証明	本庁	2,950	4,060	4,066	4,665	
	連絡所	686	709	1,023	930	
	合計	3,636	4,769	5,089	5,595	
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,339	1,382	1,439	1,549	
	連絡所	1,613	1,848	1,927	2,105	
	合計	2,952	3,230	3,366	3,654	
法人所在証明		371	351	266	300	
固定資産	各種証明	本庁	7,839	7,354	7,046	6,659
		連絡所	1,393	1,307	1,336	1,283
		合計	9,232	8,661	8,382	7,942
	* 価格通知	本庁	2,764	2,232	2,112	2,367
	住宅用家屋証明	本庁	1,528	1,236	1,127	1,028
証明発行総合計		44,234	45,785	44,672	45,882	

注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

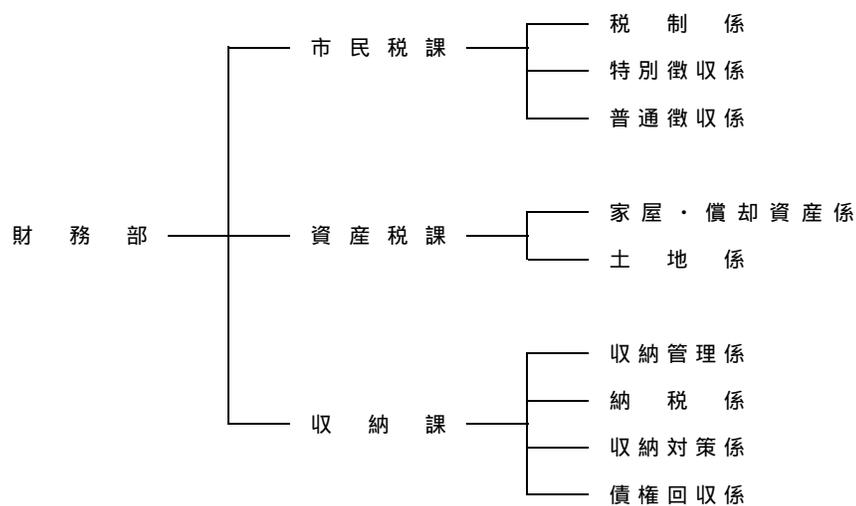
注 「\*」は手数料免除

(1) 行政機構図





(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。)の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 給与特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 給与支払報告書に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

## 【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の異議申立てに関する事。

## 【収納課】

収納管理係 納税係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の囑託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関する事。

2 7 税務職員係別人員調べ

(平成23年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計	
財 務 部	市民税課	1	税制係 1 (兼係長)	-	2	2	1	1	7	25	
			特別徴収係 -	2 (内兼係長1)	1	-	4	-	7		
			普通徴収係 1 (兼係長)	-	1	2	4	2	10		
	資産税課	1	家屋・償却資産係 1 (兼係長)	3	3	2	4	-	13	24	
			土地係 1 (兼係長)	2	2	1	3	1	10		
	収納課	3 (専任主幹 含む)	収納管理係	-	1 (兼係長)	-	2	4	-	7	28
			納税係 1 (兼係長)	-	1	1	1	1	5		
			収納対策係	-	1	2	1	3	1	8	
			債権回収係 1 (兼係長)	1	1	1	1	-	5		
	計	5		6	10	13	12	25	6	77	

28 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 人	普通徴収 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 外の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	S42.3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45.4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56.4 普通徴収OCR化 S60.7 日本語住民情報オンライン稼働 S62.4 税務オンライン開始 H8.1 二次開発税務オンライン稼働 H14.1 新当初課税システムの稼働 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22.3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		
税 法 人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62.4 税務オンライン開始 H22.3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入
固 定 資 産 税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 外の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55.4 OCRシステム稼働 S59.4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60.4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61.7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 .8 オンライン稼働テスト S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22.3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入
軽 自 動 車 税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動催告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48.4 課税処理開始 S56.4 消込処理開始 S60.7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62.3 軽自動車税オンライン業務開始 .4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23.3 クレジットカード納付導入
収 納 消 込 等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書、確定延滞金請求リスト、 滞納整理票	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収納 消込、給与特徴データ分・年金特徴分は、収納 データにより収納消込を行う。ペイジー・コン ビニ・クレジットカード分は、速報データによ り仮消込、確報データにより本消込を行う。ま た、消込に伴い、エラーリスト等を出力。未納 者については、督促状、催告書等を発送し、滞 納処理を行う。	S55.4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56.4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59.6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成)、62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ消込開始、H21.6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、H22.5 給与特別徴収データ消込開始 H23.3 クレジットカード消込開始
納 税 貯 蓄 組 合	組合員異動連絡票	組合員名簿 組合員課税者リスト 組合別納付状況一覧	組合への加入、脱退の管理及び納期内 納付状況の把握	S49.4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50.4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S62.4 税務オンラインによる組合員の管理開始
口 座 振 替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不納通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不納通知書を作成。	(S44.4 手落としによる口座振替開始) S60.4 MT交換による口座振替開始 S62.4 税務オンライン開始

29 市税の税率等一覧表(平成23年度)

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																
市税	個人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する個人(均等割・所得割)</li> <li>市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割)</li> </ul> <table border="1"> <tr><th colspan="2">税率</th></tr> <tr><td>均等割</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6%</td></tr> </table>	税率		均等割	3,000円	所得割	6%	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																										
	税率																																																			
均等割	3,000円																																																			
所得割	6%																																																			
法人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)</li> <li>市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)</li> </ul> <table border="1"> <tr><th colspan="3">資本金等の額</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">法人税割</td><td>5億円以上の法人</td><td></td><td>100分の14.7</td></tr> <tr><td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td><td></td><td>100分の13.5</td></tr> <tr><td>1億円未満の法人</td><td></td><td>100分の12.3</td></tr> <tr><th colspan="2">資本金等の額</th><th>厚木市内事務所等の従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="10">均等割</td><td rowspan="10">1,000万円以下の法人</td><td>公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)</td><td></td></tr> <tr><td>人格のない社団等(収益事業を行うもの)</td><td></td></tr> <tr><td>資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)</td><td></td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>10億円を超える法人</td><td>50人以下のもの</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>10億円を超える50億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50億円を超える法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金等の額			税率	法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5	1億円未満の法人		100分の12.3	資本金等の額		厚木市内事務所等の従業者数	税率	均等割	1,000万円以下の法人	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)		人格のない社団等(収益事業を行うもの)		資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)		50人以下のもの	50,000円	50人を超えるもの	50,000円	50人以下のもの	120,000円	50人を超えるもの	130,000円	50人以下のもの	150,000円	50人を超えるもの	160,000円	50人を超えるもの	400,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円	10億円を超える50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内
資本金等の額			税率																																																	
法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7																																																	
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5																																																	
	1億円未満の法人		100分の12.3																																																	
資本金等の額		厚木市内事務所等の従業者数	税率																																																	
均等割	1,000万円以下の法人	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)																																																		
		人格のない社団等(収益事業を行うもの)																																																		
		資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)																																																		
		50人以下のもの	50,000円																																																	
		50人を超えるもの	50,000円																																																	
		50人以下のもの	120,000円																																																	
		50人を超えるもの	130,000円																																																	
		50人以下のもの	150,000円																																																	
		50人を超えるもの	160,000円																																																	
		50人を超えるもの	400,000円																																																	
10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																																																		
10億円を超える50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																		
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																		
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者</li> </ul>	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 <納期限> 1期 5月31日 2期 8月1日 3期 1月4日 4期 2月29日																																																
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者</li> </ul> <table border="1"> <tr><th colspan="2">車種</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td rowspan="2">ミニカー</td><td></td><td>2,500円</td></tr> <tr><td></td><td>2,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2">二輪</td><td></td><td>3,100円</td></tr> <tr><td></td><td>5,500円</td></tr> <tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="2">四輪</td><td>乗用 営業用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">四輪</td><td>貨物用 営業用</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>貨物用 自家用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>特殊作業用</td><td>4,000円</td></tr> </table>	車種		税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー		2,500円		2,400円	二輪		3,100円		5,500円	軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円	乗用 自家用	3,000円	四輪	貨物用 営業用	4,000円	貨物用 自家用	1,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円	二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円	普通徴収 5月1日～5月31日												
車種		税率																																																		
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																		
	50cc超90cc以下	1,200円																																																		
	90cc超125cc以下	1,600円																																																		
ミニカー		2,500円																																																		
		2,400円																																																		
二輪		3,100円																																																		
		5,500円																																																		
軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円																																																	
		乗用 自家用	3,000円																																																	
	四輪	貨物用 営業用	4,000円																																																	
		貨物用 自家用	1,600円																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円																																																		
二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円																																																		
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売販売業者等</li> </ul>	1,000本につき4,618円(旧3級品は1,000本につき2,190円)	申告納付 毎月翌月末日まで																																																
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者</li> <li>1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者</li> </ul>	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000m <sup>2</sup>	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																																
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客</li> </ul>	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																																
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者</li> </ul>	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																																

30 市税税率の変遷

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																															
市民税	均等割	2,500円							3,000円																																																	
	個人所得割	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%	200万円以下 3%																																															
	個人所得割	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%	200万円超え700万円以下 8%																																															
市民税	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>										資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	10億円を超え50億円以下である法人	50人以下であるもの	1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人以下であるもの	160,000 円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円	1千万円以下である法人	50人以下であるもの	130,000 円	上記の法人以外の法人等	50人を超えるもの	120,000 円	上記の法人以外の法人等	50人以下であるもの	50,000 円																	
		資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																						
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																								
10億円を超え50億円以下である法人	50人以下であるもの	1,750,000 円																																																								
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円																																																								
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円																																																								
1億円を超え10億円以下である法人	50人以下であるもの	160,000 円																																																								
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円																																																								
1千万円以下である法人	50人以下であるもの	130,000 円																																																								
上記の法人以外の法人等	50人を超えるもの	120,000 円																																																								
上記の法人以外の法人等	50人以下であるもの	50,000 円																																																								
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7/100 (56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3/100																																																									
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 1.4/100 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																									
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">年 額</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="4">軽 自 動 車</td> <td>二輪</td> <td rowspan="4">年 額</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200 円</td> <td>三輪</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600 円</td> <td rowspan="2">四 輪</td> <td>乗 用 営 業 用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営 業 用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>4,700 円</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td colspan="2">4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											車 種		税 率		車 種		税 率		原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年 額	1,000 円	軽 自 動 車	二輪	年 額	2,400 円	50cc超90cc以下	1,200 円	三輪	3,100 円	90cc超125cc以下	1,600 円	四 輪	乗 用 営 業 用	5,500 円	ミニカー	2,500 円	自 家 用	7,200 円	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円	貨物用	営 業 用	3,000 円	特殊作業用	4,700 円	自 家 用	4,000 円					二輪の小型自動車		4,000 円	
車 種		税 率		車 種		税 率																																																				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年 額	1,000 円	軽 自 動 車	二輪	年 額	2,400 円																																																			
	50cc超90cc以下		1,200 円		三輪		3,100 円																																																			
	90cc超125cc以下		1,600 円		四 輪		乗 用 営 業 用	5,500 円																																																		
	ミニカー		2,500 円				自 家 用	7,200 円																																																		
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円	貨物用	営 業 用	3,000 円																																																					
	特殊作業用	4,700 円		自 家 用	4,000 円																																																					
				二輪の小型自動車		4,000 円																																																				
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																																	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 (免税点 5,000㎡) 取得分 3/100							新たな課税の停止																																																		
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円							課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																																		
都市計画税	0.2/100																																																									
備考																																																										

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																																	
市民税	均 等 割																																					
	個 人 所 得 割																																					
	均 等 割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円を超える法人</td> <td>50 人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円を超え 50 億円以下の法人</td> <td>50 人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円を超える法人</td> <td>50 人以下のもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円を超え 10 億円以下の法人</td> <td>50 人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人以下のもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円を超え 1 億円以下の法人</td> <td>50 人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人以下のもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下の法人</td> <td>50 人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人以下のもの</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>—</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50 億円を超える法人	50 人を超えるもの	3,000,000 円	10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人を超えるもの	1,750,000 円	10 億円を超える法人	50 人以下のもの	410,000 円	1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人を超えるもの	400,000 円		50 人以下のもの	160,000 円	1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人を超えるもの	150,000 円		50 人以下のもの	130,000 円	1,000 万円以下の法人	50 人を超えるもの	120,000 円		50 人以下のもの	50,000 円	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円			
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																			
50 億円を超える法人	50 人を超えるもの	3,000,000 円																																				
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人を超えるもの	1,750,000 円																																				
10 億円を超える法人	50 人以下のもの	410,000 円																																				
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人を超えるもの	400,000 円																																				
	50 人以下のもの	160,000 円																																				
1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人を超えるもの	150,000 円																																				
	50 人以下のもの	130,000 円																																				
1,000 万円以下の法人	50 人を超えるもの	120,000 円																																				
	50 人以下のもの	50,000 円																																				
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円																																				
法 人 税 割																																						
固 定 資 産 税																																						
軽 自 動 車 税																																						
市 た ば こ 税				1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用																																		
特 別 土 地 保 有 税																																						
入 湯 税																																						
都 市 計 画 税																																						
備 考																																						

平成23年度市税概要

平成23年11月発行

発行 厚木市  
編集 財務部市民税課